

こども青少年・教育委員会行政視察概要

1 観察月日 令和7年8月5日（火）～8月7日（木）

2 観察先及び観察事項

（1）秋田県秋田市

秋田市における学力向上の取組について

（2）株式会社オガール（岩手県紫波町）

紫波町図書館の地域活性化の中核的な役割について

（3）岩手県紫波町

紫波町子育て応援センターしわっせについて

（4）宮城県

宮城県図書館における図書館機能向上等の取組について

3 観察委員

委員長 大岩 真善和

副委員長 横山 勇太朗

同 高橋 正治

委員 佐藤 祐文

同 鈴木 太郎

同 渡邊 忠則

同 福島 直子

同 藤崎 浩太郎

同 柏原 すぐる

同 井上 さくら

視察概要

1 視察先

秋田県秋田市

2 視察月日

8月5日（火）

3 対応者

| | |
|-----------|------|
| 議長 | (挨拶) |
| 学校教育課副参事 | (説明) |
| 学校教育課主席主査 | (説明) |
| 学事課主席主査 | (説明) |

4 視察内容

秋田市における学力向上の取組について

ア 秋田市の概要

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 人口 | 約29万3000人 |
| 学校数 | 小学校39校、中学校20校 (内 児童自立施設内学校小中各1校) |
| 単級の学校数 | 小学校12校、中学校4校 |
| 児童生徒数 | 約1万8300人 |
| 教職員数 | 約1280人 |
| 指導主事数 | 20名 |

イ 学力を育成するための方向性

第一次秋田市教育ビジョン策定以来、「自立と共生」を秋田市の目指すべき姿、教育理念として掲げている。学校教育においては、「志を持ち、徳・知・体の調和がとれた子どもをはぐくむ教育の充実」を目標と定め、各施策の推進と充実に努めている。基本方針の具体化を図るため、6つの重点項目を設定し、全ての小中学校が取り組むこととしている。

ウ 確かな学力の育成

『「わかった」「できた」を実感でき、「もっと学びたい」につながる授業』を目指す授業のイメージとして掲げ、こども一人一人の思いや願い、学ぶ姿に応じた授業改善を図ることを重視している。

また、確かな学びの基盤として、こどもが安心して学習に取り組むとともに自信を持って思いや考えを表現し、互いのよさを生かして学びをつくり上げたりすることができるよう、自己決定の場を設定し自己存在感を持たせ、共感的な人間関係を構築し安全安心な学びの環境を整備することを大切にしている。

エ 学力向上に係る具体的な取組

(ア) 学校訪問での指導

秋田市では、指導主事が毎年62校全ての小中高等学校及び専修学校を訪問し、指導を行っている。

(イ) 教職員研修

全部で64種類の研修を実施している。夏休み期間中に各教科等の研修会を実施し、各教科等における学習指導要領を踏まえた授業づくりや評価の仕方等について講義や演習を行っている。また、平成22年度からは、全市の教員が互いに授業を観察することで教員の授業力を高めることを狙いとする授業参観兼授業協議会を実施している。

(ウ) 学力調査等の活用

秋田市こどもたちが受ける公的な学力調査等は3つある。4月の全国学力学習・学習状況調査のほか、秋田市が独自で実施している秋田っ子・あい調査、秋田県が独自で実施している学習状況調査がある。これらの調査に対する考え方は大きく3点あり、1点目は、調査はこどもたちの学習状況などを把握する資料の一つであるという点。2点目は、調査結果はあくまでもこどもたち一人一人に応じた学習指導などの改善充実や、こどもたちの健やかな成長のために生かすべきものであるという点。3点目は調査結果の活用など取り組む主体は学校であり、教育委員会はそれを支える役割を担うという点。こうした考え方に対し学校訪問、職員研修などの機会を活用して指導の改善に向けた協議や指導助言を行っている。

オ I C T 環境の整備状況

(ア) 端末整備・更新

令和3年度より各校においてタブレット端末の活用が開始された。第2期として令和7年度に端末の更新を行い、令和8年3月までに端末の納品と設定を行う。更新端末については、再利用分を除き処分委託によりデータの復元が不可能な状態まで記憶媒体

を物理的に破壊する予定である。

(イ) ネットワーク整備

学習系ネットワークに関しては、令和3年度の運用開始後に複数学級の児童生徒が一斉に端末の起動やインターネットへアクセスすると回線速度が低下するといった現象が明確になったため、令和4年1月にローカルブレイクアウト回線を導入し改善を図った。今年度は、そのネットワークアセスメントを2校で実施し、推奨帯域を達成できない原因を特定する。順次改善策の検討を開始し、ネットワーク機器の更新、通信回線の高速化等を検討する。

(ウ) I C T 支援員の配置

端末等の機器保守やメンテナンスのほか、ICTを活用した授業の支援を行い、教職員の負担軽減を図っている。第1期の運用開始直後、令和3年度、4年度には2校に1校の割合で32人の支援員が配置された。令和5年度以降については、20人を配置している。

(エ) 校務DX

秋田県では、令和5年度にフルクラウド型の統合型校務支援システムを構築した。現在は暫定対応期間だが、将来的には全市町村で導入し、県域で統一したシステムを運用することで、教職員の負担軽減をさらに図ることを目的としている。

力 質疑概要

Q 令和7年度秋田市学校教育の重点に、なぜ危機管理上の留意点が含まれているのか。

A 過去に策定した際にも含まれている。時代によって危機管理の内容は変化するものであり、その都度更新を行っている。

Q 横浜市では教員の盗撮事案が発生したが、秋田市ではそのような事案に対して対策は行っているのか。

A 校内の教室やその他整理整頓が行き届いていない箇所を確認する等のチェックを改めて行った。

Q ハード面以外の対策は行っているのか。

A 職員室の風通しのよい雰囲気づくりを心がけている。教員同士や生徒含め、話しやすい環境づくりを行っている点に加え、不祥事に関する研修も頻繁に行っている。

Q 教員のスマートフォン等の管理はしているのか。

A 管理はしていない。

Q 教職員室の雰囲気づくりについて工夫している点はあるか。

A 校長、副校长が頻繁に教員とコミュニケーションを図っている点がポイントだと感じる。教諭側と管理職側の日頃の連携がよく取れている。

Q 教育職と事務職の割合はどれくらいか。

A 7割が事務職であり、3割が教育職である。

Q 秋田市は人口が減少に転じているが、市の教員は秋田県出身者が多いのか。

A 秋田県内の大学の卒業生のほか、秋田県出身で他県大学の卒業生が秋田県の採用試験を受験することが多い。

Q 秋田市のことの通塾率はどれくらいか。

A 小学校は10～15%、中学生は25%程度である。

Q I C T の活用状況についての課題はあるか。

A I C T の活用のみ全国平均を下回っているが、近年解消しつつある。デジタル化が進む中で、タブレットの持ち帰りを実施し、家庭学習の一環に I C T 活用を落とし込むことができた。

Q 指導主事の存在が学力向上につながっていると感じるか。

A 毎年62校全校を回り、教科指導の助言等を行っているため一定の効果を感じる。

Q モンスターペアレント対応については何か取り組んでいるか。

A 法的な問題も増加しているため、昨年度からスクールロイヤー事業を実施している。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(秋田市議会議場にて)

視察概要

1 観察先

株式会社オガール（岩手県紫波町）

2 観察月日

8月6日（水）

3 対応者

紫波町図書館長（挨拶・説明）

4 観察内容

紫波町図書館の地域活性化の中核的な役割について

ア 図書館の概要

紫波町での図書館建設は多くの町民の強い願いだった。平成13年に「図書館を考える会」が結成された。図書館を自分たちの手でつくるために図書館についてその理念や歴史、先進地事例を学ぶ活動を行い、翌年の平成14年には教育長へ構想案を、平成16年には町長へ提言書を提出し、図書館設立の大きなきっかけとなった。その後、様々な取組を経て、平成24年8月、紫波町図書館は開館した。木造の建物には、令和7年6月時点で13万6239点の蔵書が保管されている。

イ 図書館の基本構想の目的とコンセプト

図書館機能と交流機能との相乗効果により協働のまちづくりを具現化するため、知りたい、学びたい、遊びたいを支援するというコンセプトと以下の7つの基本構想の目的を設置している。

- ① 「たくさんの情報に出会える場」であること
- ② 「次代を担う人づくりの場」であること
- ③ 「まちの歴史・風土・文化に出会える場」であること
- ④ 「活力あるまちづくりを支援する場」であること
- ⑤ 「協働の推進に寄与する場」であること
- ⑥ 「人に会える場」であること
- ⑦ 「新しい自分を発見できる場」であること

ウ 経営方針

経営方針は以下のとおりである。

- ・知識と情報を活用し、よりよく生きることで心身がみたされ充

実した毎日を過ごす町民が増える

- ・地域、年代を超えた交流が行われ、公益的な活動と地域力向上が進む
- ・多様な分野の情報と地域の人々がつながる拠点になっている
- ・図書館を活用したいと思う人が増えている

エ 図書館施設

図書館フロアには、一般フロア以外に児童向けの本を取り扱う児童フロア、幼児向けの「あかちゃんのへや」を設置した。農業支援やまちづくり専門のコーナーやドリンクが持ち込み可能な閲覧カウンター席と飲食可能な読書テラスを用意している。なお設備面では、三方向減震措置や傾斜スライドによる耐震性書架のほか、BDS（図書紛失防止装置）を設置している。

オ 具体的な取組

（ア）利用者が必要とする資料・情報が得られること

司書への相談窓口や、調べもの等のレファレンスサービスカウンターを設置している。

（イ）子供の探求心が育てられ、調べる学習が盛んになること

子供向けに「調べる学習コンクール」を開催し、自らが調べ作成した本の展示を行っている。

（ウ）町の歴史・風土に出会う環境があること

交流会や利用者への取材、インタビューを実施し、「聞き書き」によって町の歴史や文化の記録を残し、未来へつなげる。

（エ）農業などの地域産業に役立つ情報が活用されること

住民の関心事を行政、図書館、大学や各関係者及び現場が課題を共有し、必要な情報の提供を行う。

（オ）医療など生活の質向上に役立つ資料や情報を充実させること

認知症やがん等、利用者の声と役場担当課からの情報など、町内の需要を吸い上げ、地域の関係機関や専門家に意見を求め、今求められている情報を可視化し発信する。

カ 出張としょかん

ブックイベントである「本と商店街」と連携し、「出張としょかん」を実施している。町の観光交流協会とも連携し、観光情報・パンフレットの提供や、地元商店街にまつわる企画展示もあわせて実施している。地域情報の収集として実施した「どこコレ？」企画では、昔の商店街の写真を展示し、かつての思い出を語る来場者の姿

もあった。また、印象には残っているが書名が思い出せないという本を探す企画も実施した。商店街にいる司書が聞き取った内容を基に、図書館にいる司書と連携してリモートで本を参照して探す試みであり、レファレンスサービスの体験や図書館の使い方を提示する役割を果たした。

キ 質疑概要

- Q 団体の利用者とはどのような方々か。
- A 学童や保育園等に貸出しを行っている。
- Q 図書館計画の作成にはどの程度紫波町が関わっていたのか。
- A ワークショップに関する部分については紫波町が計画した。
- Q 世代ごとの利用状況はどうか。
- A 幅広い世代の方々に利用していただいている。子育て分野は重点を置いていることもあり、子育て世代の利用は多い。若い世代に利用していただけるよう声掛け等を実施している。
- Q デジタル資料等の提供状況はどうか。
- A 積極的に活用はできていない。情報リテラシーや本を見つける力は大切だが、限られた予算の中で優先順位をつけて様々な課題に今後対応していく。
- Q 出張としょかんの企画・調整はどのように行っているのか。
- A 企画について、図書館から商店街にアプローチすることもある。商店街にある書店等も関わっており、地域おこし協力隊が図書館と商店街の間に調整役として入り、企画を行っている。
- Q 図書館の運営主体はどこか。
- A 紫波町の直営であり、図書館職員は町の職員である。
- Q 図書館建設時の町民の参画はあったのか。
- A ワークショップ形式で広場について話し合った。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(紫波町図書館にて)

視察概要

1 観察先

岩手県紫波町

2 観察月日

8月6日（木）

3 対応者

| | |
|-------------|------|
| 議長 | (挨拶) |
| こども課長 | (説明) |
| こども課副課長 | (説明) |
| 子育て応援センター主査 | (説明) |

4 観察内容

紫波町子育て応援センターしわっせについて

ア 施設の概要

紫波町子育て応援センターしわっせは、一人ひとりを心から尊重し、子どもの健やかな成長を願い、家庭・地域社会・行政が連携、協力しながら、子育てを応援していくことを運営理念としている。

オガールプラザ東棟の2階に位置し、プレイルーム（育児相談室）、一時預かり保育室、学童ルームの設備が備わっている。

実施事業は、地域子育て支援事業、一時保育事業、放課後児童健全育成事業の3つである。

イ 事業内容

（1）子育て支援（地域子育て支援事業）

子育て家庭及び妊婦とその支援者の交流の場の提供を行っている。

ひろばの開放や施設貸出しを行っており、電話や来所による育児相談や多様な子育ての悩みの解決に向けた連携支援を実施している。地域の子育て関連情報の提供と地域交流という観点では、子育て応援センター通信すまいるの発行やイベント等の子育て情報の発信を行い、また子育て及び子育て支援に関する講習等では、パパママ講座等の育児講座、子育てボランティア団体への支援及びボランティアの育成を行っている。その他の支援として、健康福祉課との連携した療養支援や中高生等の職場体験といった次世

代育成支援や利用者アンケートを行っている。

(2) 一時預かり保育（一時保育事業）

月曜日から金曜日の9時から16時30分まで、紫波町在住の満1歳から就学前児童を対象とした一時預かり保育を実施している。

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

下校から18時まで、定員50名、日詰小学校児童を対象に日詰こどもの家と称した放課後児童クラブ事業を実施している。

ウ 保護者同士の交流促進について

イベント等を通して利用者同士の交流が深まることが多い。散歩や水遊び、夏祭り、ハロウィン、食育講座、親子運動教室など様々な交流促進のイベントを開催している。

エ 町内の保育施設・教育機関との連携

保育施設の連携状況として1、2か月に1回程度、町内の保育施設の代表者が集まり、行事の持ち方や保育事務の管理、それぞれの施設で悩み事等の情報交換、共有を図っている。また、要保護児童対策地域協議会に月1回参加し情報共有をすることで、見守りや支援について保育施設、教育関係、行政等で連携を図っている。

オ 子育てに関する情報提供の方法について

チラシや紫波町ホームページ、紫波町公式LINE、インスタグラムへ掲載し情報提供を行っている。手遊びや劇などはYouTube等へも投稿し、センター内や紫波町情報交流館、図書館、紫波マルシェ、こども課等で情報を提示している。子育て応援センター通信すまいるを月に1回発行し、子育て応援センターのイベントや講座、遊びの紹介、子育て情報等を発信している。

カ 質疑概要

Q 紫波町内の保育所や幼稚園に通園している子どもの人数は何名か。

A 2か所の公立保育所で115名、3か所の私立保育所で335名、計450名が利用している。そのほか、3か所の認定こども園で404名が利用している。隣接する盛岡市の保育所を利用している世帯もある。

Q 紫波町図書館としわっせの連携事業等はあるか。

A オガール祭り等のイベントに参加している。

Q 一時保育事業等はしわっせのみ行っているのか。

A しわっせの他にもう1施設ある。学童保育施設は9か所あり、

学区によってすみ分けがされている。

Q 賃借料、管理費で年間700万円、月60万円は安く感じるが賃料設定の考え方はどうか。

A オガール株式会社の出資額が大きく、紫波町では比較的安くなっている。

Q 一時預かり等の利用者は減っているがその対策は何かあるか。

A 放課後児童クラブは、小学3年生までの利用だったが、保護者からの要望があり、現在は小学6年生までに引き上げている。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(紫波町子育て応援センターしわっせにて)

視察概要

1 視察先

宮城県

2 視察月日

8月7日（木）

3 対応者

| | |
|---------------|------|
| 宮城県図書館長 | (挨拶) |
| 宮城県図書館副館長 | (説明) |
| 企画管理部長 | (説明) |
| 企画管理部副参事兼総括次長 | (説明) |
| 資料奉仕部長 | (説明) |
| 資料奉仕部副参事兼総括次長 | (説明) |

4 視察内容

宮城県図書館における図書館機能向上等の取組について

ア 図書館のあゆみ

宮城県図書館は明治14年に宮城書籍館として開館した。明治40年、費用負担者名を表示することに伴い、宮城県立図書館に名称を変更し、大正8年に現在の宮城県図書館に改称された。昭和20年の仙台空襲により建物及び図書類を焼失したが、4年後の昭和24年に新館の落成式を挙行し、昭和43年に新築移転、平成10年に現在の場所に新館を移転した。

イ 市町村図書館等や学校教育への支援の充実

宮城県図書館は市町村図書館や学校図書館に対し、情報交換や協力貸出、複製貸出の支援を行い、全県的な図書館サービスの質的向上を図っている。協力貸出サービスとは、利用者の借りたい本が市町村図書館に所蔵していない場合、市町村図書館から県図書館に貸出を要請し、市町村図書館を通じて利用者に貸し出しを行うサービスである。また、県図書館の窓口から直接に館外貸出をした資料を市町村図書館等を通じて返却できる市町村図書館等返却サービスも行っている。

市町村図書館には、司書資格を持たない職員が配置されることも多いことから、専門的知識を習得する職員研修会や出前講座等の支

援を実施している。また、小・中学校・特別支援学校等に子どもの本展示会で展示した児童書を貸し出しする移動展示会を開催しており、学校支援活動として、本をテーマ別・学年別にセットした学サポセットの市町村図書館等への貸出や、県図書館が所有している貴重資料のレプリカや古典名作資料の貸出を実施している。

ウ 東日本大震災関連資料の収集・整理と利活用の促進

宮城県図書館では、東日本大震災に関する資料を広く収集・整理し、その記録や記憶を後世に伝え今後の防災、減災対策に役立てる目的で東日本大震災文庫を設置した。令和6年末現在、6767冊の図書や2167冊の逐次刊行物等が保存されている。また、震災関連資料を収集・保存しインターネット上で公開することにより、蓄積されたデータを活用し、今後の防災減災や防災教育等に役立てる目的で、東日本大震災アーカイブ宮城を運営している。

エ 貴重資料の保存、公開

国や県指定文化財等の貴重な資料の劣化が進行している資料については、修復とデジタル化を行っている。古絵図や漢訳世界地図、和古書等、様々な分野の修復等を行っている。

オ 質疑概要

Q 協力貸出サービスは委託をしているのか。

A 県の予算で宅配を委託している。

Q 市町村が新たな図書館を整備する際は、宮城県図書館からビジョン等について助言を行うことはあるのか。

A 宮城県内の自治体には行政資源の差がある。仙台市以外の都市については助言等の支援に力を入れている。各市町村の意向を尊重し、それぞれに合ったサポートをしている。年に2回実施している県主催の定期巡回相談でヒアリングを行っている。

Q 図書館のリノベーション等について、建築家と司書での意向の違いがあると思うがどのように対応しているのか。

A ホールの設置や外国人向けの蔵書の確保等、地域によって図書館の持つ役割が異なるためコンセプトにあった設計となるよう対応している。

Q 開架していない書籍はどの程度あるのか。

A 開架がおよそ30万冊、閉架が20万冊ほどである。図書が発行されて20年間は開架している。

Q 宮城県の歴史、郷土といつても地域差がある。その点は各市町

村と調整しているのか。

A 特に会議等による調整は行っていないが、宮城県図書館では各地域を網羅的に収集しているのですみ分けは行っていない。

Q どのような属性の利用者が多いのか。

A 近隣住民や専門家の利用が多い。

Q 設備の更新等についてはどうな状況か。

A 空調設備は更新を行っている。

Q 民間業者の利用や委託は行っているのか。

A 設備管理、清掃は委託をしている。レファレンス等は直営である。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(宮城県図書館にて)